

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平成省令	○財務省告示
発行価格	発行日	振替単位	額面金額	最低額面金額	払込金額	発行方法	発行方法	用法	振替の法律等	発行の法律等	号名
錢額平す額の振 面成るの記替 金二。整載法 額十數又の 百年倍は規 円十二の記定 に金録に につき八月 百日額はよ に、るよ最振 円五百も低替 五十も額口 五十四も面座 十七と金簿	五十五五百額い募機用一成社條九特回 万十七十面に集閥を振十債第年別 円円十萬金よ取は受替三等一法會 八円額る扱日ける法年項律計 億で發機本「と律振第關 二百行銀行のう。第關 一千七七十によととし。十 百七十五億よする。の五 四十ニ集募。そ規號法 四千四千のの定。律 万六千の取振適 千百扱替適下平	利付國庫債券(五年) 財務大臣(昭和五十七年大藏 中川昭一)	一月七日 利付國債の發行等に關する省令(昭和五十七年大藏 中川昭一)								
回第六條第十一項の規定に基づき、 了た利付國債の發行した。	利付國庫債券(五年) 財務大臣(昭和五十七年大藏 中川昭一)	回第六條第十一項の規定に基づき、 了た利付國債の發行した。									

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年

一・〇パーセント
に加え、次の算式に
した金額を第十八号に
る。期日に払い込むも
る各募集取扱機関は、
に規定期定算金と規定す
る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{79}{365}$$

(二)

規下は期た期平
定、が金と成る税人にの法す國をかのれに中れに
する次そ銀額し二率が當算入る債乗じるの關係に
る号の行支次が乗用該式で者を發當該金額によつて、
期及翌休支次が乗用該式で者を發當該金額によつて、
日び營業う算三月三月にたに二。額に記載してが
に第業日つ十日い五ににたに二。額に記載してが
ににたに二。額に記載してが
て号支當だよ十同に払たしり日じおうる、算を
て以き払し払すの法額(一)に記載してが

初期利子

十
八
七
六
五
十
四

払
込
期
所
日
払
利
還
金
支
額
元
場
所
金
支
額
償
還
期
期
限
償
償
後
の
利
期
子
以

平
成
二
十
年
十
二
月
八
日
日
本
銀
行
百
円
年
五
行
額
金
十
支
の
二
五
年
う
に
九
月
八
き
百
十
円
額
成
金
二
を
十
支
の
日
と
二
十
円
う
に
九
。
月
六
各
及
二
月
支
び
十
間
九
日
に
期
月
属
に
二
す
お
十
る
い
日

額面金額 × $\frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$